

薬品の内容公示に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年三月十九日

小川友三

參議院議長 松平恒雄殿

昭和廿參年參月廿貳日

薬品の内容公示に關する質問主意書

一、政府の薬品内容公示法に不公平がある、製薬業者の薬品は内容公示を法律で定め、医師の調剤する薬品は不公平である、患者の服用に投薬する薬品は何んの薬が何丸と各々明記すべきである、との明記がないので、某銀行の毒殺事件まで副産物に出來たのであるとも言える。

二、医師の薬も一切の薬は成分、分量をペーパに今後至急明記し、國民が何薬の味はこの味と教えるべきであるが政府の処見を問う。

三、政府の閣員諸士も薬品の味を知りあくべきで國民又然りである。

右質問に対し御答弁を要求する。